

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東三河広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施することを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

東三河広域連合長

公表日

令和6年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及びその他関係法令等に基づき、以下の事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項の規定に基づき、以下の事務において個人番号を取り扱う。 (1) 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○被保険者に係る届出の受理 ○届出に係る事実についての審査 ○届出に対する応答に関する事務 (2) 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ○被保険者証に関する事務 ○認定証に関する事務 (3) 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付に関する事務 ○介護給付の支給に関する事務 ○予防給付の支給に関する事務 (4) 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ○要介護認定の申請の受理 ○要介護更新認定の変更の申請の受理／要支援更新認定の変更の申請の受理 ○要介護状態区分の変更の申請の受理／要支援状態区分の変更の申請の受理 ○申請に係る事実についての審査に関する事務 ○申請に対する応答の事務 (5) 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ○介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ○申請に係る事実についての審査に関する事務 ○申請に対する応答の事務 (6) 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ○居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ○介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ○申請に係る事実についての審査に関する事務 ○申請に対する応答の事務 (7) 介護保険法に基づく保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ○保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 (8) 介護保険法に基づく保険給付の支払の一時差し止めに関する事務 ○保険給付の支払の一時差し止めに関する事務 (9) 介護保険法に基づく保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ○保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 (10) 介護保険法に基づく保険料の賦課及び徴収に関する事務 ○保険料の賦課に関する事務／保険料の徴収に関する事務 (11) 保険者事務共同処理事務
③システムの名称	介護保険システム

2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表100の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項 (2) 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,115,125,128,131,132,144,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東三河広域連合総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東三河広域連合福祉事業部介護保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

變更箇所

[illegible]